

はどちらですか？

SALE
新興国・開発途上国への輸出ビジネスが盛んで、高性能な

外為法の規制内容について関係部門に周知されており、必要な許可を取得した上で輸出を行った。

外国の共同研究先から規制対象技術の図面データを

組織内の該非確認責任者に判断を求めたところ、役務取引許可を取得後に提供しなければならない案件であると判断し、許可を取得してから送信した。

経済産業省が懸念のある需要者として公表している

技術の用途や需要者を手続に従って確認したところ、核兵器の開発に利用されるおそれがあった。そのため、提供を取り止めた。

海外の某機械メーカーから突然大量の貨物の引き合いがあった。

疑義があったため輸出管理部門に相談。調査の結果、懸念国に転売するための引き合いがあったことが判明したため、輸出を取り止めた。

輸出者等遵守基準に関する情報を入手するためには

○輸出者等遵守基準説明会への参加(すべての方を対象)

中小企業、大学・研究機関を含む輸出者などの安全保障貿易管理の適正化を一層推進し、輸出者等遵守基準などに対応した輸出管理体制の構築に向けて、「輸出者等遵守基準説明会」(輸出者等遵守基準等の導入に向けて)を開催しています。

○安全保障貿易自主管理促進事業委託事業(中小企業のみ対象)

専門家派遣、セミナー、調査研究を通じ、中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援します。

その他、輸出者等遵守基準・輸出管理内部規程のご相談については、以下までお問い合わせください。

安全保障貿易検査官室
TEL 03-3501-2841

安全保障貿易管理ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

輸出者等遵守基準への対応について

輸出管理内部規程の整備に向けて

反復継続して

- ① 貨物の輸出
- ② 技術の提供

を行う者は、経済産業大臣が定める輸出管理に係る基準に従う必要があります。

(Attention)

- 大量破壊兵器の開発国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を狙うかもしれません。それは、中小企業や大学・研究機関であっても例外ではありません。
- 外国為替及び外国貿易法(外為法)や安全保障貿易管理制度について知っているだけでなく、組織として実際に運用していく必要があります。



<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

あなたの会社や大学

安全保障上懸念のある貨物の輸出について許可を求める外為法の存在を認識しておらず、必要な許可を得ずに輸出してしまった。

許可が必要かどうかの確認(該非確認)を行う者が誰もおらず、許可が必要な案件であることを認識せず、相手の求めるまま無許可で送信してしまった。

技術の用途や需要者を確認する手続きがあいまいで十分確認せず、相手の求めるまま提供してしまった。

営業部門の独断で十分な調査もせず、輸出してしまった。



機械の輸出で売上が急上昇



電子メールで送付して欲しいと連絡があった。



「外国ユーザー」掲載企業から技術提供の依頼を受けた。



通常よりも支払の金額や条件が、はるかに良い。

こうした対応を続けていると...

外為法違反に問われる可能性があります！

懸念国でミサイル
開発に転用

不正な輸出、技術提供

核兵器開発に
不可欠な技術の流出

最大で10年
以下の懲役
最大で1,000万円
以下の罰金
3年以内の
輸出・技術提供の禁止



不正な輸出や技術提供を
防ぐためにも

輸出者等遵守基準に従う必要があります。

遵守基準
違反

指導・助言

勧告

命令

最大で6か月
以下の懲役
最大で50万円
以下の罰金



外為法の罰則は、実際に違反行為を行った関係者（個人）のみならず、法人自体も対象となり得ます。万が一、外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。

こうした事態を防ぎ、
組織として行う輸出や
技術提供に伴うリスク
を回避するためにも

輸出者等遵守基準に則った自主管理が重要です。



事業遂行における
大きなリスクを回避



国際平和
への貢献



輸出者等遵守基準

まずは次の2項目からスタート！

- ① リスト規制品・技術に該当か非該当かを確認する責任者を明確に！
- ② 責任者や担当者に対し、法令遵守のため必要な指導を！

機微な貨物・技術を扱う場合は、大量破壊兵器などに転用されるおそれがあるので、次の9項目にも取り組んでください。

- ① 組織を代表する者を輸出管理の責任者に！
- ② 輸出管理体制（業務分担・責任関係）を明確に！
- ③ リスト規制品・技術に該当か非該当かを確認する手続を明確に！
- ④ 用途や需要者を確認する手続を明確に！
- ⑤ リスト規制品・技術か否かを確認したものと、出そうとしているものが一致するかを確認！
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める！
- ⑦ 法令に則った輸出や技術提供を実施するための研修の実施に努める！
- ⑧ 輸出・技術提供関係の文書などを適切な期間保存するよう努める！
- ⑨ 法令違反などの発覚時には、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止策を実施！

さらに進んで、輸出者等遵守基準より高レベルの輸出管理体制を整備した「輸出管理内部規程」を策定すると…

- 自主管理体制が整っていると認められれば、「包括許可制度^{*}」を利用可能です。
- 個別に許可申請を行う場合にも、優先的に審査されます。
- 公表を希望する場合は自主管理体制を整えた組織（企業、大学・研究機関など）として、安全保障貿易管理ホームページ（<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>）にて公表します。

※ 許可を一件ごとに取得することなく、一定の範囲について包括的に取得できる制度。